３　資産管理事務

(1)　 資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 | 平成25年度に行われた稲スポーツセンターの新築工事において、資産価値を高める工事支出を資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳上及び財務諸表上、固定資産の計上が漏れていた。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 費用 |
| ＲＣ立ち上がり壁 | 1,270,353円 |
| スロープ手摺 | 1,334,034円 |
| 屋外設備（散水栓などの屋外給排水設備） | 3,290,540円 |

 | 【是正を求めるもの】保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当該工事の支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。資産と費用の区分誤りを防止するため、固定資産計上基準を正しく理解した上で、資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準に照らして十分に検討し、正しい仕訳を行うよう改められたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領】別表４　固定資産計上基準表【固定資産計上の基本方針】　１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 |

 | 当該工事について、工作物として公有財産台帳に登載し、財務諸表上必要な複式仕訳を入力することにより、是正を行った。今後は、会計指導課、財産活用課等の関係機関の指導を受けながら、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定にのっとって、適正な事務処理に努める。 |